

生通甲達第2号  
生企甲達第11号  
刑企甲達第5号  
交企甲達第9号  
警公甲達第7号  
平成29年3月22日

〔改正 令和5年7月13日〕  
刑企甲達第23号

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

#### 福井県警察広域緊急配備要綱の制定について

重要又は特異な事件の発生又は被疑者の立回りを認知した本県警察が他の都道府県警察に依頼し、又は依頼を受けて実施する緊急配備については、福井県警察の緊急配備等に関する訓令（平成23年福井県警察本部訓令第1号。以下「緊急配備訓令」という。）及び福井県警察の緊急配備等に関する訓令の制定について（平成23年生通甲達第5号。以下「緊急配備通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、捜査の初期的段階における被疑者検挙の更なる徹底を期すため、別添のとおり「福井県警察広域緊急配備要綱」を制定し、平成29年4月1日から運用することとしたので、事務処理上、誤りのないようになされたい。

なお、この要綱に規定のないものについては、緊急配備訓令及び緊急配備通達の規定を準用する。